

調達件名	警察学校厚生館雑排水槽清掃業務
予算執行者	支出負担行為担当官長野県警察会計担当官（長野県警察本部長）
契約種類	役務提供等のその他の契約
契約種別	総価契約
履行期限	令和8年3月31日
納入場所	長野県警察学校
契約方法	随意契約
見積書提出 期限、場所	令和7年4月11日 午後2時00分 警察本部警務部会計課
見積合わせ の日時等	令和7年4月11日 午後2時00分 見積参加者の立ち会いを求めない
説明書等	オープンカウンター（公募型見積合わせ）説明書による
本件調達に 係る照会先	見積手続き等に関する照会先 警務部会計課施設室 026-233-0110（2238） 仕様等に関する照会先 警務部会計課施設室 026-233-0110（2238）
参加資格	次のいずれにも該当する者であること。 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 3 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこ れに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続 している者でないこと。 5 産業廃棄物収集・運搬及び処理に係る許可を受けている者であること。
説明会	開催しない
技術資料等 の提出内容	見積書提出時に誓約書、内訳書及び産業廃棄物収集・運搬及び処理に係る許可 書の写しを添付すること。
その他	契約については、産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る部分は別添「産業廃 棄物収集・運搬及び処分委託契約書（案）」を締結するものとする。 清掃業務に係る部分については、別添「請書（案）」を提出するものとする。
仕 様	
業務内容 警察学校厚生館雑排水槽清掃業務 詳細は、別添、仕様書、内訳書による。	

仕 様 書

- 1 業 務 名 警察学校厚生館雑排水槽清掃業務
- 2 業務場所 長野市松代町西条字舟折3929
- 3 履行期限 令和8年3月31日
- 4 業務内容 雑排水槽（421リットル）の清掃及び汚泥の収集運搬処分（月1回）
厨房から雑排水槽までの排水管（50m）の高圧洗浄（年2回：前期8月末、後期2月末までに実施）
- 5 特記事項
 - (1) 契約業者は清掃及び汚泥の収集運搬処分業務（以下清掃業務という）は、月に1回行うものとし、厨房から雑排水槽までの排水管の高圧洗浄（以下高圧洗浄業務という）は年2回（前期：8月末 後期：2月末 までに）行うものとする。
 - (2) 契約業者は、清掃業務を行う時期について、事前に警察学校から承認を受けること。（毎月20日頃等）
 - (3) 契約業者は高圧洗浄業務を行う時期について、警察学校職員と検討し、適切な時期に行うこと。また、洗浄を行う際は養生シートを使用すること。
 - (4) 契約業者は、雑排水槽の汚泥及び清掃のために使用した水を確実に収集すること。
 - (5) 契約業者は、契約期間中に汚泥の収集、運搬、処分に係る許可書の更新があった場合は、更新後の許可書の写しをただちに発注者に提出すること。
 - (6) 契約業者は、汚泥の処分に当たっては法令等に従って適切に処分することとし、処分後は契約者にマニフェストを提出すること。なおマニフェストの発行に係る料金については、本契約に含めるものとする。
 - (7) 契約業者は、毎月の清掃業務完了後に業務完了届、作業写真、マニフェスト（D票）を検査員に提出し検査を受けること。
 - (8) 契約業者は、毎月検査完了後に請求書を発注者に提出することとし、発注者は請求のあった日から起算して30日以内に支払うこととする。
 - (9) 本仕様書に記載されている事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」による。ただし、本業務に関係しない事項は適用しない。
 - (10) その他仕様書に明記ないもので当然必要と認められるものは、作業に先立って警察学校と打ち合わせのうえ実施すること。
 - (11) 警察学校の業務運営に支障がないよう、警察学校と十分協議のうえ行うこと。

内 訳 書

名 称 及 び 仕 様	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
警察学校厚生館雑排水槽清掃業務						
雑排水槽清掃	雑排水槽421.40	12	回			
汚泥収集運搬処分						
排水管内高圧洗浄(養生費含む)	厨房～雑排水槽50m 8月末及び2月末までに実施	2	回			
小計						
消費税(10%)						
合計						

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収 入

印 紙

排出事業者： 支出負担行為担当官 長野県警察会計担当官 鈴木 達也（以下「委託者」という。）と、収集・運搬及び処分業者： _____（以下「受託者」という。）は、委託者の事業場： 長野県警察学校 から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 8年 3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、 _____ 円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円）

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第4条 受託者の契約保証金は _____ 円とし、その納付は免除する。ただし、受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

(委託内容)

第5条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとする。

◎ 収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

委託者が受託者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎ 収集・運搬に関する種類、数量及び単価

種類：_____

数量：_____

単価：_____

12回／年

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：_____

◎ 処分に関する種類、数量及び単価

種	類：	_____	} 12 回／年
数	量：	_____	
単	価：	_____	

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：_____

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分するものとする。

事業所の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 (積替保管)

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第6条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。その際、委託者は、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考にした書面の作成に努めるものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7) その他取扱いの注意事項

2 委託者は、上記の内容以外にも受託者の求めに応じて、適正処理に必要な情報を受託者に提供するものとする。

3 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び

程度の情報を通知するものとする。

- 4 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上委託物を引き取るものとする。
- 5 委託者は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 2 月総理府令第 5 号)に定めのある次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号)による試験を行い、分析証明書を受託者に提示するものとする。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

(委託者及び受託者の責任範囲)

- 第 7 条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬及び処分しなければならない。
- 2 受託者は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させないものとする。
 - 3 受託者が第 1 項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合で、委託者の指図又は委託者の委託の仕方(委託者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、委託者において賠償し、受託者に負担させないものとする。
 - 4 第 1 項の業務の過程において受託者に損害が発生した場合で、委託者の指図又は委託者の委託の仕方(委託者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、委託者が受託者にその損害を賠償するものとする。

(再委託の禁止)

- 第 8 条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(義務の譲渡、承継等)

- 第 9 条 受託者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(業務の一時停止)

- 第 10 条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止するとともに、当該事由の内容及び委託者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を、書面により委託者に対して通知するものとする。なお、前記適正処理が困難となる事由が生じている間においては、委託者は受託者に対して新たな処理の委託は行わないものとする。
- 2 委託者は、受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

(委託業務終了報告及び検査)

第 11 条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処理業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト B 2（B 4、B 6）票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェスト D 票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができるものとする。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10 日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前 2 項の規定による検査に要する費用は受託者が負担するものとする。

(委託料の支払い)

第 12 条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第 2 項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第 13 条 受託者は、業務完了報告書の検査合格後 1 年間に、委託者から委託された産業廃棄物の処理に関して直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該事項を修補しなければならない。

(契約内容の変更)

第 14 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託期間又は委託料を変更しようとするとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるとき等、必要があると認められるときは、委託者と受託者が協議の上、書面により当該変更内容を定めるものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 15 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による催告をすることなく、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第 2 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき。

- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合又は暴力団等と密接な関係がある場合。
- 2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による催告の上、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受託者が、第2条に規定する期間内に委託業務を完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 前号の場合のほか、受託者がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- 3 受託者は、委託者がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、この契約を解除することができるものとする。
- 4 委託者又は受託者から契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受託者の義務違反等により委託者が解除した場合
- ア 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処理を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- イ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ウ 上記イの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受託者に対して償還を請求することができるものとする。
- (2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合
- 受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物を、委託者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができるものとする。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第17条 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができるものとする。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができるものとする。

(債務不履行の損害賠償)

第18条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第2条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第11条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第12条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第13条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第15条から前条の規定により契約が解除されたときは、第4条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第19条 受託者は、第16条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第1号の場合において命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

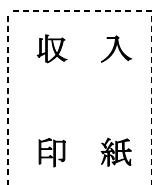
第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、関係法令に従い、委託者と受託者が誠意をもって協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下 6 9 2 の 2
支出負担行為担当官
長野県警察会計担当官 鈴木 達也

受託者



請

書

契約事項 警察学校厚生館雑排水槽清掃業務

※ 産業廃棄物の収集運搬及び処分は除く

契約金額 円
(うち消費税額 円)

契約内容 警察学校厚生館雑排水槽の清掃業務

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお請けいたします。

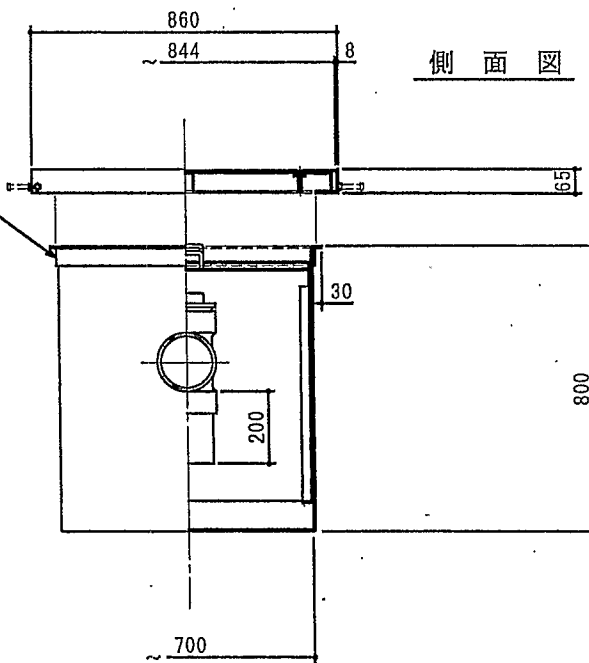
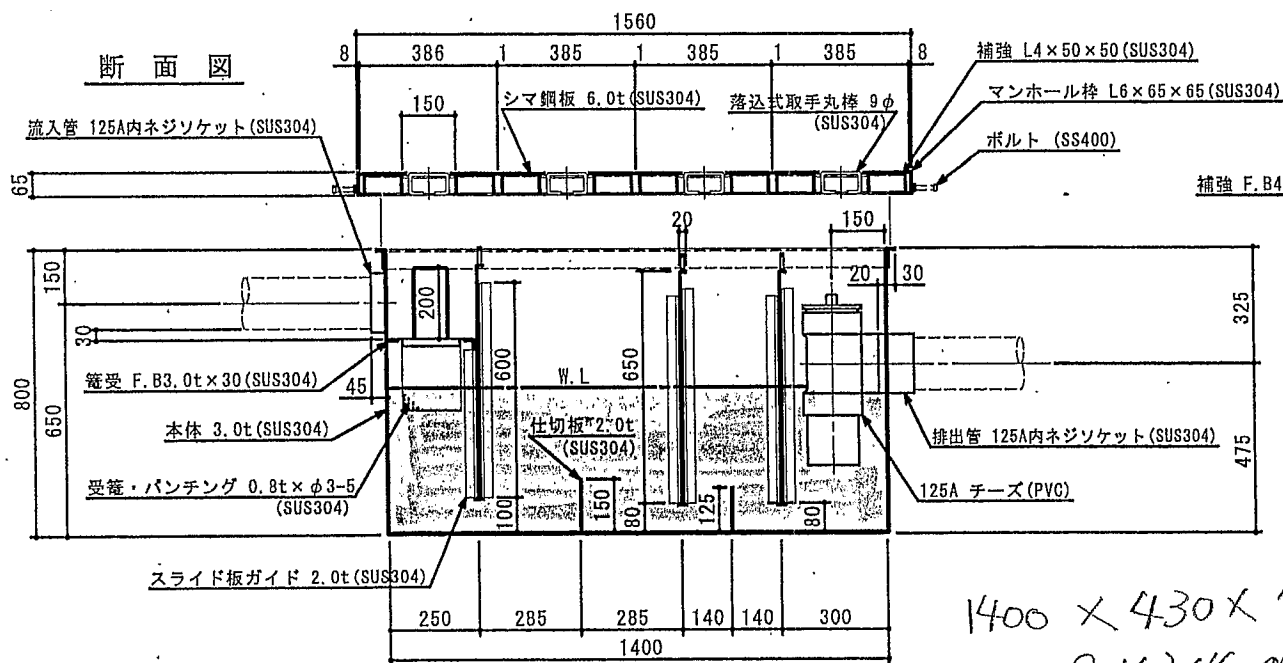
- 1 契約履行期限 令和8年3月31日
- 2 納入場所 長野県警察本部会計課
- 3 履行期限の遅滞による賠償金
履行期限の翌日より起算して遅延1日につき契約金額の2.5パーセントとする。
- 4 支払条件 履行後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 5 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 6 契約解除に対する違約金
本契約条項を履行しないときは契約金額の百分の十に相当する金額を徴収して解除する。

令和7年4月 日

支出負担行為担当官
長野県警察会計担当官 殿

住 所

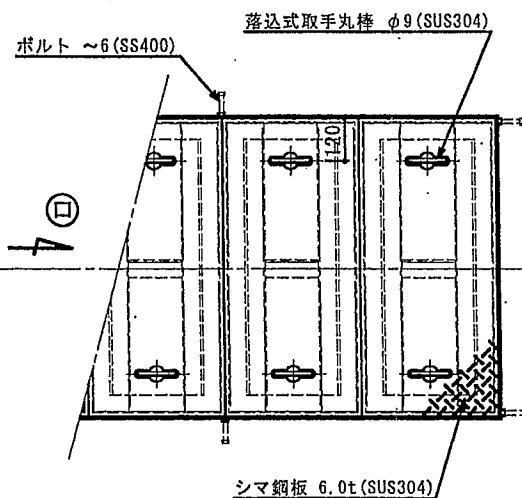
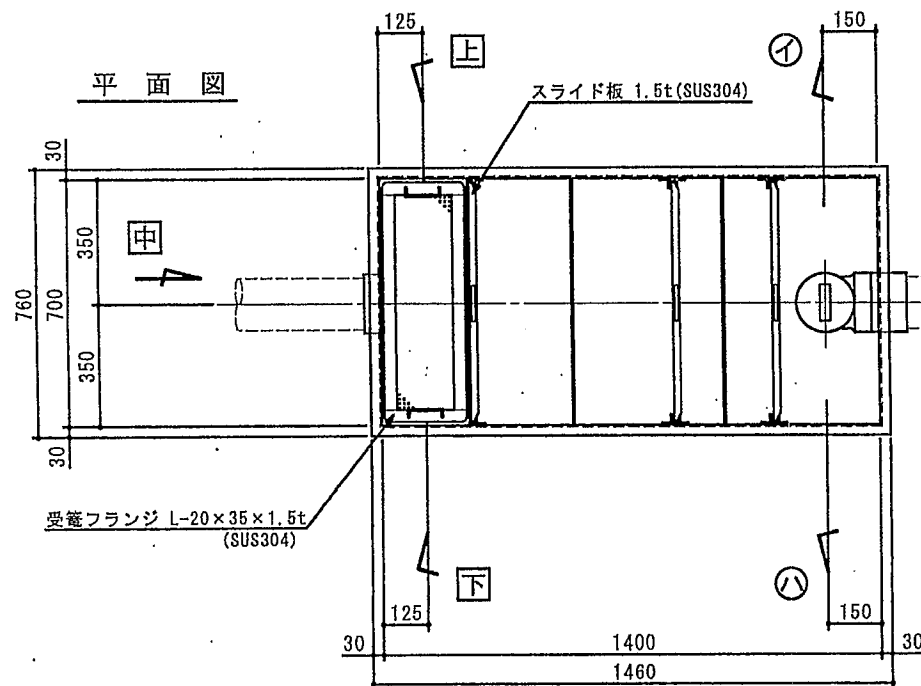
氏 名



$$1400 \times 430 \times 700$$

$$= 0.4214 \text{ m}^3$$

$$= 421.4 \text{ L}$$



仕様

本体 (SUS304)	1400L×700W×800H×3.0t	1
スライド板 (SUS304)	690×650×1.5t	3
仕切板 (SUS304)	150×700×2.0t	1
受籠 (SUS304)	230L×680W×0.8t×φ3-5	1
流入管 (SUS304)	125A×45L 内ネジソケット	1
排出管 (SUS304)	125A 内ネジソケット	1
トラップ管 (PVC)	125A DVT	1
マンホール棒 (SUS304)	1560L×860W (L6×65×65)	1
マンホール蓋 (SUS304)	385×844×6.0t	3
		(T-2)

本体重量	151 kg
マンホール重量	150 kg
実容量	375 L
流入管・排出管方向	□→○方向
製作台数	1台

SK-140S-DA

御得意先名						
工 事 名						
品名・名称	SK式グリーストラップ図					
図 番	20 - 10		記 号	D014		
縮 尺	作 成 年 月 日	照 査	設 計	製 図		担 当
1/15	H 24年 3月 13日			原		

SHIMODA 下田エコテック株式会社

(注) ①②③ は流入管方向を示す。

(注) ④⑤⑥ は排出管方向を示す。

